

ID: 23

担当部署: 財政課

処分の概要	権利の譲渡の承認		
例規名 根拠条項	柴田町公共物管理条例 第10条第1項		
例規番号	平成15年条例第1号		
【基準】 第10条の規定による。 (権利の譲渡) 第10条 第4条の許可に基づく権利は、町長の承認を受けなければ譲渡することができない。 2 前項に規定する許可に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可に基づく地位を承継する。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日